

ホワン・リンス

『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)

Joan J. Linz "Michels e il suo contributo alla Sociologia politica"

Introduzione alla nuova edizion italiana di,

Roberto Michels, La sociologia del Partito politico, 1966.

氏 家 伸 一

目 次

第1章 ミヘルスとその時代

- (1) ミヘルスの生涯と著作 (以上, 第25巻第4号)
- (2) 『政党の社会学』に合流した知的諸潮流
- (3) 『政党の社会学』とドイツ社会民主党

第2章 『政党の社会学』の批判的分析

- (1) 序
- (2) オリガーキーの諸次元
- (3) プロレタリアートの組織と他の組織でのオリガーキー
- (4) 目的の転移：代替か補完か
- (5) 官僚制化, 中央集権化, オリガーキー
- (6) エリートの補充と周流
- (7) リーダーは誰に対して責任があるか：有権者か党員か
- (8) リーダー, サブ・リーダー, 活動家, 党員
- (9) 「デ・ユーレ」と「デ・ファクト」のオリガーキー傾向
(以上, 第27巻第号)

第3章 民主主義の諸次元

- (1) リーダーシップ, オリガーキー, 民主主義

- (2) 選挙と責任性
- (3) 応答性
- (4) 有効性
- (5) 「客観的」無効と「主観的」無責任
- (6) イデオロギー的一貫性かプラグマティズムか
- (7) 民主的政治体制内部でのオリガーキー的な政党と組織

第4章 ミヘルスの著作の最近の再評価

(以上、本号)

第3章 民主主義の諸次元

(1) リーダーシップ、オリガーキー、民主主義

『政党の社会学』の中心テーマは「民主主義は組織無くしては考えられない」と⁽¹⁴⁶⁾「組織について語る者はオリガーキーへの傾向について語っているのである」の命題よりなる。従ってミヘルスにとってリーダーシップは、組織にとって不可欠とはいえ、民主主義とは相容れないものである。本書第一部は、ドイツ語第一版では「指導制の病原学」、イタリア語版では「民主的組織における指導制」と題されているが、それは英語版では「リーダーシップ」という言葉使いで訳されている。サルトーリは、この訳語は「指導制」の含意を弱めていること、むしろ、「支配制」⁽¹⁴⁷⁾rulership で訳した方がよりよかったですと注記している。

ミヘルスはしばしば「政治階級」の語を使っているが、モスカから転用されたものであり、英語では誤って「支配する階級」Ruling class と訳されている。しかしながら、これらの語とてもミヘルスでは明瞭な意味を持たされてはおらず、「オリガーキー」ですら常に同一の意味で使われているわけではない。たとえばこう書いている。「個人独裁制は、その作用において、寡頭支配者グループによる<独裁制>と、本質的に変わることろがない。」しかし、真の大問題は次の問いに存する。即ち、本当にリーダーシップは民主主義と相容れないのか、それとも支配のみが相容れないのか。現代の社会科学は民主主義におけるリーダーシップの重要

性を際立たせ、シュムペーターは「いま一つの民主主義論」に関する章を「政治的主導力獲得のための競争」という節で始めている。この節でシュムペーターは古典的な政治理論——特にルソー——が、「選挙民にまったく非現実的な程度にまで創意を帰属せしめているので、⁽¹⁵⁰⁾ 実際には主導力を無視する結果になってしまった」とそれらを批判している。事実ルソーは、ミヘルスが幾度も引用する文章で、代表制に基づいた政治体制が民主主義になりうることを否定している。ミヘルスも、このルソーの前提を受け入れ、いたるところにリーダーシップの存在を認めたので、悲観的な結論にたどり着くより他仕方がなかった。

我々はすぐに、リーダーシップがそれ自身では民主主義と相容れないわけではないこと、そうではなく、特定のリーダーシップのみがそうだというふうに考える点で我々自身もシュムペーター、ダール、サルトリ等と一致するということをはっきりさせる必要がある。実際に民主的リーダーシップと専制的リーダーシップ、民主的な「政治階級」を構成できる民主的な職業的政治家と支配階級、民主的エリートと反民主的エリートの意味で考えられたエリート、これら二つの間を区別する必要がある。チャーチルやボンの「宰相民主主義」のような、カリスマに権威の基礎を置いている党の最も権力のある指導者もまた、ヒトラーとムッソリーニがその悲惨な事例であるボナパルティズム指導者——ミヘルスはその台頭を実見した——とを混同してはならない。だから、いくつかの基本的概念について明瞭にしておく必要がある。

(2) 選挙と責任

『政党の社会学』は、少なくとも形式的観点からみて民主的な組成をもった組織、即ち、誰がメンバー全体の名において行動すべく選出されるかを決定する選挙制度（せめては、レフェレンダム）を有する組織を考察の対象としている。選挙の目的は指導者が組織のメンバーに対して責任をもつようにさせることにある。ミヘルスは、リーダーが大衆に影

響を及ぼすために利用する体制と被指導者の無能力と感激性に本書のかなりの部分を当てている。これら二つの要因は、リーダーの権力の永久化と事実上の組織のオリガーキー化にとって等しく重要な要因である。いくつかの例外を除いて、本書の対象を構成するのは、選挙によって選ばれもせず、自分の権力を打ち固め保持するために選挙にうって出る危険をおかすつもりの無いような「デ・ユーレ」のエリートによって支配されたオリガーキーではなく、事実上のオリガーキーである。後期の著作でミヘルスは、自らの「鉄則」自身に導かれて、「綱領と思想との自由すべての不眞戴天の敵である最大多数」の追求から自由になりたいエリートと、⁽¹⁵²⁾ 権威主義的エリートへの共鳴に身を任せることになった。そして、選挙による代表制と、カリスマ・リーダーへの賞賛と崇拜の名のために大衆が自分の自治の権限を自主的に犠牲にすること、との間に何の相違も認めなかった。⁽¹⁵³⁾ ミヘルスとは反対に、我々はこのような組織と、リーダーが周期的に選挙という形式によって（たとえ、彼らが単に再選されるとしても、他の人は反対する自由を有する限り）自らの活動に対する責任を負うよう周期的に召喚される政治制度とは常に区別する必要があると信ずる。ミヘルスに依れば「リーダーは自分の権力を決して大衆に⁽¹⁵⁴⁾ 引き渡しはしない。他のリーダーに引き渡すだけである。」なるほど、だが、権力の移転が、多数者が自ら新しいリーダーを選ぶ選挙でおこなわれるのか、それとも旧リーダーの死か革命によってのみ起こっているのか——後者の場合は、少数者によって力ずくで新しい指導部が押し付けられる——は、我々の目的にとって決してどうでもよいことではない。

それに続けてミヘルスが、リーダーに関して、同調的的信任は選挙制度による自由な選択とかわらないと主張したという事実は、ムッソリニに対する個人的な賞賛にのみ起因するのではなく、さらになかんずく、自身の内心での選挙手続きに対する信頼の欠如に起因する。(今問題にしているのは、カストロやナセルのような人物が、自由な選挙が行われても勝つからという理由で、たとえ選挙を認めないとても二人は民主的

であると主張する人たちに広まっている立場なのである。) ミヘルス自身こう書いている。

「……人民の意思は民主主義の基準ではない。人民の参加を伴った独裁とか護民官というものが存在することもまた可能なのである。(議会では、たとえ統計的に計量できないとしても、しばしば暗黙の、だがしばしば明示され可視的となった同意がそれにとって替わる) そして、選挙制度によって設立された君主制的独裁というものさえもが可能なのである。人民投票によって人民は自らに絶対的な支配権を付与する。ボナパルティズムで起きたのはこれである。即ち、そこでは皇帝は人民の意思の体現なのである。」⁽¹⁵⁵⁾

(3) 応答

だからミヘルスは選挙の存在を民主主義の妥当な基準とは考えない。彼は、選挙自体の結果に影響を及ぼす実際の状況に比べてみれば、合法主義的側面は全く無視し得る、と考えているわけである。そのかわりに彼は、決定的なもう一つの要因に言及している。即ち、有権者の期待と願望に対する(安定した)指導部の応答性、がそれである。指導部が有権者の期待と願望に従って行動しなければ彼らは次の選挙で敗北するというのが民主主義論の基本的想定である。同じく重要なもう一つの想定は、有権者の願望はその利益に正確に合致し、よって、民主主義は有権者自身に最大限の総量の満足を保証する最良の方法である、というものである。さて、『政党の社会学』の一つの結論は、指導者は有権者の願望に従って行動しようとはしない、そうではなく、組織の利益のみを考慮にいれる(個人的利益を利己的に追求するのではない場合は)、というものである。ミヘルスが鋭く付け加えているのだが、このことは自分の利益と有権者の利益の一致が全く自覚されず、その結果「党、それは私だ」という姿勢が利己主義的指導者の帰結ではなく、反対にもっとも際立った理想主義的指導者の帰結である場合にもあてはまる。特例が起きるの

は、有権者が、予め表明された有権者の意思に背いて行われた指導部の行為を、事後的に批准する場合である。しかし、これはあきらかに限られたケースである。⁽¹⁵⁶⁾ ミヘルスを論じた者は——例えばカッシネッリやより⁽¹⁵⁷⁾ 体系的にはダール——、オリガーキーや支配階級（語の特定の意味で）について語りうるは、明瞭に特定された指導者グループの願望が多数の有権者のそれに逆らって優越する場合だけであることを強調した。ダールは、さらに詳しく定義して、指導者が追従者を無理強いし説得するために卑劣な手を使わなくとも有権者が当該の問題について自己の意見を持たない場合には、支配階級について語りうるということを否定した。指導者の意見と追従者の意見との間に齟齬が存在する時は、さらに比較的数多いのだが、指導者の意見がはなはだ重要な案件で優越した場合にオリガーキーについて語りうる。ミヘルスはこれがＳＰＤとドイツの労組で生じたことを実証しようとする。しかし、既述したように、証明のために出された論拠は説得力に欠けるものであった。そのことは、著者自身も幾度か認めてはいたが。

それでもやはりミヘルスは、オリガーキーが指導者の願望と追従者のそれとの相違からというより、追従者が無関心で無知で情報不足であるという事実——ミヘルスはそれを大衆の「無能力」として示している⁽¹⁵⁸⁾——、そして、現実の問題であれ架空の問題であれ、それを解決することで前面に踊り出ようとする新しい指導者によって脅かされない限り、指導者がこの受動性を突破すべく努力しないという事実から生ずるとも語っている。さらにミヘルスは、組織のメンバー大衆が指導者によって意気阻喪させられなければ、大衆は活動的になるだろうとも主張している。レナーテ・マインツは東ベルリンの党組織の研究で、一層現実主義的な結論に達した。実際彼の資料が実証するところによると、いずれにしても党员大衆は党とその活動に必要な時間を割くつもりは全くないよう⁽¹⁵⁹⁾ に見える。ともあれ、ミヘルスの命題に関しては、指導者はメンバーの意思に逆らって自ら決定を下すというのと、指導者はメンバー自身に

ホワン・リンス『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)

よる意思表明が無い時に決定を下す——大衆の側での意見の形成と表明を妨げるのが他ならぬ指導者である場合は別にして——、というのとでは、著しく異なるのである。

最近になってやっとミヘルスの命題の定式が提起した問題の経験的解決を組織だって追求することが可能になった。W・ミラーはその協力者たちと共に、厳密な調査によって、一群の問題について一定の有権者(今回は、合衆国議会の選挙区)の多数派と少数派の意見を特定し、このデータを、選ばれた代表が議会でする行動と照らし合わせることに成功した。さらに、彼らの有権者の多数派の意思に関する議員の認識と自分の個人的意見のデータも集められた。次いで、これらのデータは、議会での活動と照らし合わされ、それが自分の意見か有権者の意見の認識かどうかに相当程度影響を受けているか否かを見極めようとした。そのうえ、ミヘルスが指導者の側での応答性の欠如のせいにしているこの活動が判断の誤り(おそらく無意識による)のせいにしうるか否かを見極めるために、有権者の意思を議員が認識しているその正確さを確かめることができ可能になった。

結局、これらのデータを使って、ミシガン大学サーヴェー・リサーク・センターに属する研究グループが、所属する政党の関係ないし、議席の「確保」との関係での行動を考察することによって、特定の問題(社会立法、黒人の公民権、国際問題)についての一連の具体的な仮説を証明するまで至った。たどり着いた結論は余りに複雑なのでここでは要約することはできない。ただ我々の目的にとって重要なことは、現代の経験的調査と統計的技術は古典的な政治学の提起した問題の解決に解答を与えるのを可能にしたということを指摘することだろう。

指導者が追随者の切実な要求に即応する傾向を論ずる際、カール・フリードリヒが適切にも「予見された反応の法則」⁽¹⁶⁾と呼んだことを無視するわけにはいかない。服従者の切実な要求が何であるかを見定める時間とか技術的手段が不足している場合、もしくは、これらの要求が結晶化

していない場合、指導者はその行動では、大衆の意見の方向性と強度について一定のイメージを与えてくれる直観によって導かれざるを得ない。この能力は民主的指導者に特有のものであり、ある限度内では、あらゆるタイプの指導者にもあてはまる。ミヘルスが、国会議員の S P D 指導者が票の獲得に奔走し、原理原則に忠実に不人気の立場をとることを望まないと批判する時、彼はこの「予見された反応の法則」に符号する過程にうすうす気づいている。にもかかわらず彼の心情倫理 *Gesinnungsethik* への傾向のおかげで民主主義にとってのこの現象の重要性を無視するきらいがある。ここまで述べたことは、次のような分類表にまとめることができる。

追随者の要求に対する指導者の態度 (応答性)	選挙による責任	
	最小限の反対の自由を伴った選挙が存在する (民主主義)	選挙が存在しない (専制)
指導者と追随者の要求が同じ場合	敏感な民主主義	敏感な専制
無関心か無知のために、追随者が要求を持たない場合	受動的な民主主義	受動的な専制
指導者が邪魔するため追随者が要求を持たない場合	疑似的に敏感な民主主義もしくは事実上の、穏健な寡頭制	疑似的に敏感な専制
指導者と追随者の要求が異なる場合	鈍感な民主主義もしくは事実上の寡頭制	鈍感な専制

上に示したように、周期的な選挙——そこでは自らの代替策のために、もしくは支持をとりつけるために競争できる（レフェレンダム）——の事実が、困難無くまた価値判断にかかわる次元に頼ること無しに民主主義の存在を見分ける唯一の基準である限り、「民主主義」タイプとは左側のタイプのみである。よって我々は、選挙を特徴とする政治制度のみを

民主的と考え、他のものに「専制的」という名を与えよう。潜在的な有権者の要求に積極的に対応する「専制」が存在することも認めることができるし、——主に「予見された反応の規則」によって——、同様に、選ばれた指導者が鈍感なこともあります。ミヘルスの研究の大部分は規則に則って選ばれたけれども、感受性に乏しい指導者、即ち、事実上の寡頭制に関係している。選ばれた指導者、従って、自分の仕事に関して有権者に対して責任のある指導者が感受性を有する蓋然性が高いと我々は見なしている。たとえ選挙制度の存在それ自身がそのような応答性を保証するのに不十分だとしても、そうみなしている。しかしながら、必ずしも常に、選挙されたのではない指導者が全く鈍感であるわけではないのもまた本当である。たとえ時には表現の自由が無いために、大衆の意思の検証が不可能であるとしてもそうである。少なくとも、追随者の要求に歩み寄ることは、選ばれた指導者と同様選挙で選ばれたのではない指導者にとっても同様に重要となろう。

ミヘルスが大衆の「無能力」(指導部に服従しようという意思、指導部に対する崇拜、感謝の念、無知そしてとりわけ無関心)に力点を置いていること、そして支持者を獲得し、あらゆる反対派を無力にするために操作の技術を指導部が有効に駆使できることを考慮にいれると、ダールが——選好の衝突という術語で——指摘した問題は重要性を全く失う。事実、指導部の亜民主的性格（多くの場合、「反民主的」という言葉を使うのは誇張になると思える）は、指導部と追随者の選好の衝突というよりもむしろ、決定への大衆参加の欠如による。このことを考えると、指導部の態度に関してもう一つの問題が浮上してくる。即ち、指導者の応答性とは無関係に、彼らが大衆の利益のために行動していると果たしていえるのだろうか。彼らが責任感もなく、感受性も有していないとしたら、せめては「有効」であろうか。

(4) 有効性

ミヘルスと民主主義に関するあらゆる議論に常に存在する第三の次元とは、指導者と彼らの追随者との間の有効性という次元である。指導者の行動は、彼らが取り組むべき使命に適合的であると主張できるだろうか。現代では、多数派の選好に頼るのが、有権者の利益を実現するもつとも確かな保証であるとはもはや誰も主張しない。特に未来の利益のこととを考慮する場合一層そうである。目的と手段との間に介在する関係の無知、予見もされず、望まれもしない結果の普段の検証、伝統的行為と合理的な行為との相克、ウェーバーの術語で言えば価値合理的と目的合理的との相克、パレートが初めて集合体の効用と集合体にとっての効用との間にもうけた区別から生ずる諸問題、これらすべてのおかげで、有権者の意図に合致しない行為はまた、まさにそのために、有効な行為でもあるとは断言できなくなった。非常にしばしば、この二つの要請の間には矛盾が存在し、政治家は選択をせねばならない。にもかかわらず、感受性ある行為と有効な行為とが一致する蓋然性は比較的高いし、そのため我々は、選挙制度の存在が感受性の強い行為の蓋然性をたかめているような——応答性が有効性を高めるのに寄与するという前提で——政治制度や組織の方を選び取るのである。相克が生ずるのは、人民による政治（感受性ある政府）と人民のための政治（有効な政府）との間で国民が選択せねばならない場合である。常に変化し、非合理的で無責任な有権者の要求に敏感な指導者が混乱とか、少数派による抑圧という危険性へと導いてきたような社会では、人民は人民のための、だが参加が無い政府を選択するかもしれない。これは明らかに民主主義の終焉を意味する。

しかし我々の問題は——そして当然ながらミヘルスの問題は——もつと複雑である。指導者は自分の選挙人の利益のみを重視すべきなのか、それとも、彼らがその一部をなすもっと広範な全体の利益をも考慮すべきなのかと問わねばならない。もし広範な全体に関しての責任というものが存在すべきだ、という原則を認めるなら、自分の特定の選挙人（ミ

ヘルスが分析した場合では労働者階級、もっと正確には社会主義的労働者)に関する自分の行動の成果は、指導者の行動を評価する芳しからざる基準と見なすべきことは明らかである。大きな世界——社会そのもの——に対する責任という問題は、政権にある政党にとってはとりわけ重要になり、かつ先鋭化するのは明白である。自分の選挙人の利益と、自らがその一部として活動する社会全体の利益との間で選び取る必要が生じるからである。より制約されているとはいえ、その種の問題は、党に属する労働組合の指導者が組合員の利益のために活動することで、権力を獲得維持する戦いで党に損害を与える場合に生ずる。

いずれの場合も、責任を有する政治家はこのより広範な利益を優先しがちであり、そのためしばしば彼らは自分の選挙人に特有の利益を無視し、従って、それとの関連では有効性を失うことになる。この場合明らかなことは、自分の行ったことの責任を回避しようすること、即ち、公約をも考慮せねばならなくなるのを回避しようとする、ということである。これは明らかに、民主主義の原則からの逸脱である。政治の理論家や研究者はそのことを majime に考えないわけにはいかない。しかし彼らは、この民主主義の原則に与える価値に応じてこの行動を非難したりしなかったりする。これらすべてを承認することは確かに亜民主主義ではあるが、必ずしも反民主主義ではない。民主的指導者にとって幸運にも、選挙人との関連であれ社会全体との関連であれ、有効たりうる可能性は——ヒルシュマンが「改良のバーター」と呼んだ微妙な過程を通して——独裁に比べて少なくとも同程度であるか、より高い。確かにヒトラーやスターリンと同じように、社会のあらゆるグループ(あるいは社会全体)の利益に反して「無責任」に行動できる民主的指導者は一人もないだろう。彼らが広範な人民層の要求に応えるためにそのように振る舞ったという証拠も無い。さもないと、自分たちの行動を隠蔽したり、偽装したりする企図が説明できない。

「有効性」の判定は甚だ難しく、その種の判定を下そうとする社会科

学者はほとんどいない。有権者全体もしくはその何人かにとって好都合な結果を有する行動のコースとはどのようなものか。他の集団にとっての否定的な結果とはどのようなものか。おそらく経済政策のいくつかの施策は別として、中立的な判定者が代替の行動のコースを評価し、それが様々な社会集団に及ぼす利益を考察し、そうしてその行動に同一の判定を下すことができるかというと、それは著しく困難である。従って、一つの組織や政治体制の民主性についての判定を、その「感受性」(あるいは、私見によれば、選挙による「責任」)ではなく、「有効性」に基づけるのは危険である。にも拘わらずミヘルスは、暗黙のうちにとはいえ、しばしばそうしているのだ。

成員の利益を有効に満たしている事実上のオリガーキー(例えば、合衆国の労働組合の場合)が、有効性では民主主義よりも望ましいかどうか、それを判定するのは必ずしも容易ではない。指導部の操作の結果である意見は、たとえそれに従うのが大いに利益をもたらすとしても、全く自由に表明された意見よりも望ましいのだろうか。このような分類に含まれた様々な選択肢を比較対照してみると、有効な民主主義と有効で

指導部の有権者に対する 応答性	有権者の多数派にとって指導部の行動が有する結果	
	肯定的	否定的
敏感な民主主義	人民による人民のための民主主義	有効ではない民主主義
受動的な民主主義	人民のための受動的な民主主義	有効ではない受動的な民主主義
疑似的に敏感な民主主義か、事実上の穏和なオリガーキー	疑似的に敏感な民主主義	疑似的に敏感な有効ではない民主主義
鈍感な民主主義か、事実上のオリガーキー	人民の利益になる事実上のオリガーキー	有効ではない、事実上のオリガーキー

ホワン・リンス『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)
はないオリガーキーとの間の選択のみが有効である。

(5) 「客観的」な非有効性と「主観的」な無責任

これまで、支持者に対する指導部の行動の結果、即ちその有効性のみを考察してきたが、今この問題を指導部の視点、その結果を動機づける視点からみてみると、考察すべきもう一つの次元が存在することが分かる。支持者のためを思ってなされた行為が結果として彼らに不利な結果をもたらす場合がある。また指導者たちは、自分たちの行為の好ましい所期の結果は、別の好ましくない結果を伴う場合もあるということを知っているが、その好ましい結果を獲得するために支払うべき代償としてそれを引き受けるつもりであり、それは支払った代償の値打ちに見合うだけの価値があると考えている。その場合問題はこの高く評価された目的が実現するのは、組織の成員の利益なのか、組織事体の利益なのか（この場合は将来同じく成員の有利な結果となることがある）、それとも明確に指導部自身の利益なのか、という点にある。いずれの場合も、指導者の行為から生ずるのが予測できなかった、好ましくない結果、従つて「客観的」な非有効性でしかない結果と、予め予測でき、引き受けられたところの好ましくない結果とを区別して評価する必要がある。後の場合は、道徳的と政治的の責任という視点からみて別の問題が生ずる。成員の利益の犠牲は、他のもっと重要な目標（成員あるいは社会全体にとって、また、短期的にか長期的にか）を達成するために必要なのか、それとも指導者個人の利益のために必要なのか、という問題が生じるからである。皮肉屋の主張にも拘わらず、この後者は——つまり、「主観的」な非有効性——その純粹なかたちでは、少なくとも民主的に選挙された指導者の場合にはごく稀なことである。純粹に理論的な観点からみてもそれは、人間の行為にとっては甚だ厄介な、目的と価値の衝突、「結果の逆説」、「目的の不均衡」がみられる場合に比べればさほど興味深い事例ではない。ミヘルスは正当にも、労働運動の指導者で、自分の個人的目

的のために支持者の利益を裏切ったとして糾弾しうるような者はごく少數だということに注意をうながしている。もう一度強調せねばならないことだが、「鉄則」は個人的な便宜や金銭上の利得を目指した行為の結果というよりは、生きた組織としての党に対する誠実で無私の献身の結果にかかわっているのである。

(6) 「イデオロギー的一貫性か、それともプラグマティズムか」

ミヘルスは知識人であると同時に、彼の社会主義觀は革命的であり、当時のフランス・サンディカリズムに非常に近いものであった。即ち彼らは断固たる国際主義者であり、概ね平和主義者であり、そして、プロシヤ人の支配する反民主的なドイツ帝国との一切の妥協に絶対的に反対していた。労働者階級の、従って全社会の利益を実現するために何をなすべきか、この問題に関する彼の考えは明快であり、明晰であった。『政党的社会学』を書いている時ミヘルスは丁度青年時代の理想の放棄へと促す一つの転換期を通過していたが、潜在的には、この理想への忠実をもとに労働者の運動を評価し続けていた。彼にとって改良主義的もしくはプラグマティックな政策は社会環境への適応過程の論理的帰結であり、しかも、運動の内部で実証された変化の結果であった。その変化とは、組織それ自体の自己目的化、指導者の精神と指導のタイプそのものの変化、適切な政治的精神に欠けた人物を党员に迎え入れたこと、議会と選挙用の戦術を採用したこと、等々である。このような政治が敏感な指導者によって、即ち、党员の多数と有権者の承認のもとで、行われるか否かはミヘルスにとっては不明であったし、さらに不明だったのは、その政治が有権者にとって有利か否か、即ち、有効であるか否かである。確実なのは以下のことである。

「支配階級の政党に対する対立は、もはや原理的なものではなく、常に競合的な性質にすぎないものとなった。即ち、革命政党はブルジョア政党にとっての権力獲得の競争者となる。従って彼らは、この目的に役

立つと思われるすべての者、あるいはこの競合のための軍隊をともかく強化してくれる、即ちその数を増してくれるすべての者に対して門を開くことになる。」⁽¹⁶⁵⁾

どこから来る者であれ支援者を獲得し、多数派を獲得しようとした結果は、「保守主義の道具としての組織」というタイトルの章（第六部第一章）で生き生きした、だが辛い言葉使いで描かれている。このタイトルは、恐らく、「多数派への志向性」をもち、憲法秩序を「受け入れる用意のある政党の非革命的性質」とすれば、より重いがより正確なものとなっただろう。卓抜な本章で残念なことは、そこで、民主的政党は民主主義政治を実行できるのか、又は、革命的政党は革命的政治を実行できるのかという二つの問題が一緒に考察されているということである。第一問への解答は肯定的たりうるが、第二問に関しては否定的な答えしか見出せないように思える。第二問へのミヘルス自身の答えも、政党がその成功の見込みを多数票の獲得に置く限り、明らかに否定的で、第一問についてはミヘルスの答えは曖昧である。彼は実際、「ある限られた範囲内においては、民主主義政党が、寡頭制への傾向を持ちながら、明らかに、国家に民主的な意味での影響を及ぼすことが出来るであろう」と書いており、それに先立って、こういう結末が達成されるいくつか様式を列挙してくれるのだが、にも拘わらず彼の評価は悲観的である。

「しかしながら、そのような進歩の過程は、支配階級が最左翼の反対派まで政府への協力者に引き込むことに成功した瞬間に、停止してしまうであろう。政治組織は権力をを目指すものである。しかし権力に参与したとたんに常に保守的となる。」⁽¹⁶⁶⁾

サンディカリリスト・ミヘルスの無政府主義的傾向は未だ全く消え去ったわけではない。だが慎重であらねばならない。即ち、多数の得票による権力獲得を自己目的とみなすことは民主的政治に本質的だからである。程度の差はあるが多数派が同意した綱領を実行することが亜民主主義でも反民主主義でもないことは勿論である。たとえ、このようにして選択さ

れた綱領が「民主的」政党の「民主的」綱領でないとしてもそうである。ミヘルスが党と綱領に割り振った「民主的」の語句は、通常それに付与された意味、つまり「多数派の同意」とは全く異なる意味である。彼にとって、組織された有権者の多数派に迎合するためになされた、党のイデオロギーからの逸脱はオリガキーにのみ由来する。

「そして、そのさいに彼らは、さまざまな異質な分子と、しばしば少なからぬ影響をもたらすようなあらゆる関係をむすぶことによって、政治的に処女性を失うばかりでなく、政党としての本質——政党という言葉は、その構成員の間に、実際的、時間的に同じ目的を指向している調和が存在することを前提としている——を失わせ、単なる組織に堕してしま⁽¹⁷⁰⁾う危険にすぐ陥るのである。」

この党概念はイデオロギーと綱領のみを考慮に入れ、権力をを目指す競争の観念を明白に排除しているので、マックス・ウェーバーのそれとは全く異なるものである。即ち、純粹にイデオロギー的な集団、もともとは創設者が表明したようなイデオロギーを共有しない人々に対しては全く閉鎖的な集団という党観念である。実際ミヘルスはこう書いている。

「たとえこれ〔綱領〕が理論的に、特定の階級の利益を表明することができるとしても、実際には、誰であれその利益が綱領の目的と一致している場合、入党を妨げるものは何もない。こうして例えば、SPDはプロレタリアートのイデオロギー的代理人であるが、だからといって党それ自体が階級の組織体であるわけではない。それどころかむしろ、社会的観点からみると、諸階級の混合物である。それらは、経済過程で同じ役割を全然果たしていない分子から成っているからである。しかしながら、綱領の階級的起源は一階級の表面的な一体性を明示しているのである。」⁽¹⁷²⁾

階級的利益の純粹なイデオロギー的表明としての党というミヘルスの考えと、近代の大衆政党の現実とのこの対照は多くの面でトレルチにおける教会と宗教的セクトとの対照に似ている。

ホワン・リンス『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)

「教会は、それが属する環境の世俗的性格を有する限界内で受け入れ、大衆を支配しようとする圧倒的に保守的なタイプの組織である。よって、原理の上からは、教会は普遍的である、即ち全人類を包含しようとする。これに反してセクトは相対的に成員の少ない組織であり、⁽¹⁷³⁾ その志向するのは、集団成員間の親密な团结である。」

トレルチの場合に原始キリスト教とセクト構造の間に同一視があると同様に、ミヘルスにあっては常に、起源となる社会主義政党が政党のモデルである。(『政党の社会学』の書評でカンプフマイヤーは、こういう考えがミヘルスの分析の基礎にあることに注目し、それを混乱と批判した。)

ミヘルスは述べている。

「その一方で、ここから、新加入者、あるいは新しく加入する望みのある者、即ちまだ社会主義あるいは民主主義の理念の世界から遠く離れたところにいるシンパ…に対する顧慮が生まれ、その結果として、⁽¹⁷⁴⁾ 原理的な政策の追求が禁止されることになる。」

よって暗黙裡にはミヘルスの政治觀は、階級の利益について同じイデオロギー的解釈を共有するすべての人々を含めて、エリート集団のそれである。というのも完全に開かれた政党なら、党員構成とその漸次的变化と共にイデオロギー的修正を受入るようになるだろう。(よって、我々の語の意味で「敏感」なものとなる。) 民主的政党が全員に開かれ、どの党員に対しても党への明白な信任表明を(ウェーバーが当時の社会主義者を批判した形式的な表明すら)求めなくなった時から、どの政党も「眞の」政党ではありえなくなる。ここで次のように明言しても許されるであろう。即ち、あきらかにミヘルスはこの卓抜な、にも拘わらずなおざりにされた分析では民主主義と内部的オリガーキーの問題にも、また、組織それ自身が自己目的となる時生ずる目的の変移の問題にも取り組まず、そうではなく、近代政党のいくつかの特性ととりわけその「公開性」の問題にとりくんでいる。彼は生じたいくつかの変化を丹念に描きはし

たが、この変化の帰結に対する憤激のあまり、彼はそれらを深く分析するのを怠り、よってそれらが、閉鎖的で安定した社会集団ではなく、自発性に基づいて全員に開かれた組織、普通選挙によって社会での権力獲得を目指して形成された組織を基礎とする社会では不可避であることに気づかなかった。カンプフマイヤーは、セクトに基づいたイデオロギー集団を糾弾して、正当にもこう述べている。

「否、もし労働者の民主的組織を危険性が脅かすとしたら、それはかの指導者から来るのではなく、大衆の権威を免れ、⁽¹⁷⁵⁾大衆を唆して首領に対して反乱させようとする秘密部会から来るのである。」

民主的政党は、イデオロギー的純潔を守りその社会的構成の純潔を守るために権力獲得を断念できるだろうか。選挙で勝利を手にした権力は、(恐らく決して)革命的ではありえないし、かといって、必ずしも保守的になるとは限らない。(もし、保守的ということで、大々的な社会改良への反対を意味させるなら。)

まして、エリート集団という政党觀が唯一の脱出口であるというのでもない。『政党の社会学』で表明されたミヘルスの政党觀を改めて分析してみると、後期の著作は、ミヘルスを社会民主主義者と考える読者にはさほど一貫性に欠けるとは思えない。この次の引用の目的は、事後の批判を行なうためではなく、忠実な心情でなされた知的誤りが誤った政治選択へと導きえることを示すためである。

「世界大戦後二つの新しい政党が生まれた。それは少数派についてのオーギュスト・ブランキの思想と、さらには、ソレル（パレートの友人）の指導の下で発展させられたフランス・サンディカリズム運動の激烈で複雑な思想から触発されたものであった。これらの党はある新しいものを共有している。即ち、エリートの党である。よって二つとも、今日の世界を支配している民主主義と議会制の理論に根本的に対立する。ロシアではボルシェヴィズムが前例の無いほど暴力を誇示して権力を自分のものとしたのだが、国民の多数に少数のプロレタリアート支配を押し付

ホワン・リンス『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)

けた。イタリアでは、同じエラン・ヴィタール（生の躍動）に鼓舞されたファシズムが、権力を保有してきた弱い手からそれをもぎ取り、いまだに見出せる精力的で行動的な男たちの少数派を祖国の名によって、自分の周りに呼びよせた。

……今日ではもはやエリートは暗黙であれ明示的であれ、大衆の同意無しには権力に留まることはできない。様々な仕方で大衆に依存しているのである。権力を独占し国家と一体化するほどにそれをしっかりと所有している政党と、所謂政治的権利を奪われている大衆との間には、従って、あらゆる意味で双方を結んでいる社会的絆が存在する。こうして少なくともイタリアでは、エリートの党ファシスト党は大衆の支持を要求し獲得し保持することができた。そのためにファシスト党はまた、一つの政治的必要性、つまり隣接する国——すべて、多かれ少なかれ民主主義と多数決原理が浸透した——に対して、ファシスト党はなるほど理論的には少数派だが、にもかかわらず、自発的に表明された真正の人民の意思を代表しているのだ、ということを証明するという必要性に強いられた。以上の結論として、(投票ではなく)世論、自由な出版ではなく政治的と社会経済的組織と党に所属した者の数によって表現された世論に基づいた人民の同意の理論が生まれた。人民の熱狂はある限界内で、エリートの党が既に自ら獲得した権利を正当化し得るのに役立つ。熱狂に基づくことで、エリートの党はイデオロギー的純潔さをほとんど失わない。なぜなら理論的観点からみてエリートは自らの招命と権力を確信しており、定義上、自足的だからである。エリートは多数派の側からの承認を必要とはしない。

そしてこれが、現実では反民主主義につきものの矛盾である。即ち、我々がアコーディオンになぞらえる形の行動に現れる矛盾、決して悲劇的ではないが危険な矛盾である。事実、エリートの党は絶えず運動する政治生活の中では、あらゆる意味で日々の出来事やかい間みえる機会によって触発されるのであり、さらには一層、教条の厳格さと直接の政治

的利益という党内で作用する二つの方向によっても触発される。そして実に、エリートの党はしばしば全国民を包括するほどにまでその組織を膨張させ、政治組織と労働組合によって動員された数百万の支持者を自負する。そして突然、眞の本来の少数派の党に、即ち慎重に選抜された少數の選良を受け入れるよう定められた党に立ち戻るために、余分な党员を追い出して縮小する。そして時には、眞の本来の「閉じられた数 *mumera clausus*」を設立する地点にまでたどり着く。この党の行動の振り子は休みなく二つの極、一方には数という不可欠の力によって決められた極と、他方、同質性とそれから生ずる力の原理によって決められた極との間を休みなく揺れ動く。⁽¹⁷⁶⁾

しかし、我々の考えでは、民主主義は同一性の原理ではなく、数の権威に基づいている。ミヘルスによって批判されたSPDのオリガーキーであれ、ファシストであれ共産主義者であれ、最大多数の同意を獲得しようとして、「数という不可欠の権威」を利用せんと企てているだけなのである。

権力のディレンマとは民主主義のディレンマでもあるが、それらが解決しえることは証明されている。政党という船はしばしば前門の虎と後門の狼の状態にある。即ち、一方に、セクトの理想があり、それは大衆の要求に従うということを拒み、しばしば責任感を一切欠き、ついに世界との妥協を一切拒む。他方にオリガーキー的官僚的性格を有し、自己目的と化し、絶え間無く権力を追求し、そのためには応答的でも有効でもない組織。肝心なことは岩礁にあまり近づかないよう航行することである。

確かに、民主主義の理念は活動的で自発的な有権者に由来するリーダーシップと、有権者一般と党员の願望への応答性、有権者と福祉一般についての責任感、そして最後に、一定のイデオロギー的原則との合致、というものを探求する。たとえ今日これらの条件を完全にみたすことが困難に思えようとも、これらの最良の組み合わせが見出せる状況には事欠

かない。全く欠けている場合は、その欠如それ自体は容易に気づかれるし、その一つでも自主的に放棄しようとする者は少ないであろう。多くの知識人は、上に列挙された条件の重要性は、リストの下方に行くにつれて高まると考えている。彼らにとって、偉大な理想への献身は最も重大なことなのである。技術的に思えること——様々なオリガーキーの間での選挙による競争を維持することなど——のすべては、全く重要ではないことである。逆に、我々には、まさにこの民主主義の条件の最後のもの（確認するのに最も容易で、あいまいで非常に主観的な解釈の入る余地の少ないもの）は、人民による人民のための政治という理想を達成するのを容易に我々に許す条件であるように思える。

(7) 民主的政治体制の中でのオリガーキー的な政党と組織

政党の非民主性というミヘルスの仮説には、民主主義それ自身が民主的ではないという考えが含まれている。ジョバンニ・サルトーリ⁽¹⁷⁷⁾はこれがミヘルスの誤りだと主張した。サルトーリはさらに進んで、「小規模の民主主義」——私的な組織や小さな共同体で示されるような——は「大規模の民主主義」と同一の延長上で比較できるとか、それに属するということを否定するまでに至る。もしこの発想を認めるなら、民主主義は政党と労組では難しいということを基礎とした、ミヘルスの民主主義の可能性に関する悲観主義は正当化されないことになろう。にも拘わらず、ミヘルスの分析はしばしば、彼の批判を読んで期待できる以上に曖昧である。

「民主主義は、より後期の、より高い発展段階の社会において、初めて発生する。自由、特権、そして社会の全体の方針に対する参加は、当初は、一握りの少数者に限られていた。しかし、より新しい時代は、これらの特権が次第に、ますます多くの人々に拡大されていったことによって特徴づけられる。それは民主主義の時代であった。だが、民主主義の発展は、ひとつの放物線を描いている。この放物線は、少なくとも政

党のレベルにおいては、現在下降している。(政党の生命においては、民主主義はその持続的発展の中で、循環的運動を描くということができる……訳注：これはイタリア語訳のみ) 政党のレベルにおいては、民主主義がより発展するにつれて、それに反対する傾向の動きがみられる。<組織化の進行>に従って、<民主主義は後退>する。一般的に、⁽¹⁷⁸⁾ 指導者の権力は組織化の進行と同じ速度で増大するといえる。」

リップセットはミヘルスの結論を再度とりあげ、この命題について継続的に行なった調査を付け加え、もっと明快なかたちで問題を提出し、こう書いている。

「労働組合、職業団体、在郷軍人会、政党などの私的団体の大部分は、それらが持続的な内部対立の原因を有しないために、一党体制にとどまるのに対し、内部的にオリガーキーの組織の多くは、より大きな社会での政治的民主主義を支え、成員の利益を他の組織の侵害から守るのに役立っているということを認めるのは重要である。大規模の民主主義は、どの一つの集団も対立集団の要求を押し付けられても効果的に拒否できるほどに権力基盤を獲得したり、多数派を支配したり、できるという事実に基づいている。」⁽¹⁷⁹⁾

サルトーリも述べているように、多分ミヘルスは「民主主義を見出しが不可能ではないとしても困難なところで」それを求めたのである。同様に推論してリップセットは、組織の目的が狭められ、具体的になればなるほど、それにつれて、成員が活発になり組織が政治に影響を及ぼす必要は減少する、と書いている。このようにして彼は、既にミヘルスが指摘した事実、即ち政党よりも労働組合の方で民主主義が少ないという事実、大きなイデオロギーを有し、よって、社会改良を提示するような労働組合よりも、専ら「技術」的な労組の方が派閥主義は少ない（従って、権力の獲得競争も少ない）という事実を是認している。事実大きな社会での大きく深いイデオロギー的相違と利益の違いに由来する分裂とは、競合する政党へと刺激され組織されて、社会の中に、参加の欲求とその

感覚をより生き生きと確保する。進んで、民主的な国家の様々な政党の間にある関係を考察してみると、普通選挙によって権力に到達するというはっきりとした目標を持っていることが分かる。もし、たとえ最小でも参加が政治生活にとって望ましいということを当然とするなら、この目標は、「組織された」少数派が、政治のレベルでは、「組織されていない」多数派に依存するという結論へと導く。少なくとも、多党制での自由選挙は組織されていない大衆に、オリガーキー政党の間での現実的選択をみとめる。

ミヘルス自身、自生的組織の内部でのオリガーキーと国家レベルでのオリガーキーとの間の相違に全く気づいていなかった、と言うわけではない。不平家は移民してもよいというウィルヘルム二世の発言と、党的永久の不平家は外に飛び出すべきというベーベルの勧告とを比較して彼はこう書いている。

「この両者の行動には、一方は自由意志による組織（党），他方は自由選択の出来ない組織（国家）であるという差異，したがって一方は自分で加入する組織，他方はその中に生まれてくる組織という差異のほかに，⁽¹⁸¹⁾どのような違いがあるであろうか。」

しかし彼はそれ以上は進まなかった。にもかかわらず、この問題については、多党制の社会におけるこの政党の内部でのオリガーキー傾向に幻滅し、一党性で、民主的ではない国家とたいして違いはないという結論に達した者は肝に銘じておかねばならない。

政党間の競争は、いくら不完全とはいえども、サルトーリの言葉を使えば、「人民への権力の帰属」を可能とする。経済学者も、独占、寡占、完全競争の正確な定義については意見が一致しているはずはない。しかるに彼らはこの区別自体は必要であり有益であるという点では疑いを抱かない。全く同じやり方で、理想的な民主主義に非常に好都合な諸条件は、複数の政党の存在と、権力を目指してのそれらの競争から生起するのであって、一党制とか無党制から生起するのではないという事実に疑

(182)

いをいれる余地はない。民主主義と権威主義体制との違いは、政党の内部にオリガーキーの趨勢が存在するという一事で無視するにはいかない。いわんや、一党しか存在しないと仮定する場合、その内部に完全な民主主義が存在するとしても、やはりそれは政党の複数制に取って代わるわけにはいかない。というのもこの場合、党员だけが、即ち少数者とかおそらくエリートだけが全員のために政策決定をして、人民の側からの合法的反対の可能性を排除しているからである。党员のみが「市民」となりうる。ドイツ人が党员を呼ぶ呼び方である「党市民」Parteibürgerは、西洋の民主主義でのような比較的有力な市民であると同時に、唯一の市民となるだろう。

いずれにしても、党内民主主義と国家レベルの民主主義は区別が必要としても、前者が重要ではないというわけではない。要するに、指導者が選ばれ、党内政策が決定される過程は、後で有権者に提示される代替策の選択に大きな影響を及ぼす。このことは、選挙で規則的に最大多数を獲得する優位の政党が存在するような国ではことさら重要となる。さらに、イタリアのキリスト教民主党のように、その地位の故に国の政界では不可欠な特定の政党の参加無しに政府を形成できない所でも同様に重要である。今指摘した双方の場合とも、その内部では党大会と派閥の衝突とが決定的な政争の場となり、党内民主主義の存在が決定的に重要なとなる。

(183)

そのうえ、ドゥ・トクヴィルのような古典であれ、コーンハウザーらのような現代の理論家であれ、彼らは、人民を民主主義の価値観と手続きに慣れさせ、民主的なリーダーシップを形成し、具体的な討論に特有の競争を行い、そして諸個人の社会統合を容易にするためには、スポーツ団体や地縁的組織から労働組合や政党まであらゆるレベルでの民主主義の経験が重要であることを明らかにしてきた。エクシュタインは『安定した民主主義の理論』の中で「政府は、それが行使する権威のタイプが、社会で有力な権威のタイプと両立する場合にのみ安定するだろう」

と示唆した。⁽¹⁸⁴⁾これは、国家レベルでの民主主義は、民主的な権威のモデルが社会の他の分野とりわけ政治制度と密接に結びついている分野で優勢な場合によく安定するということを意味する。しかしながらエクシュタインの民主主義論は、すべての社会制度が民主主義を基礎とすることを要求はしない。その制度それ自身が複雑な体制の中で遂行するよう期待されている様々な機能が、すべての制度が同一種の権威を採用するのを甚だ困難にするからである。アーモンドとバーバが収集した合衆国、イギリス、ドイツ、イタリア、メキシコの「政治文化」の経験的資料と、⁽¹⁸⁵⁾スペインでの同じ調査の結果によれば、自生的団体や労働組合や政党で、そして同様に核家族や職場において、反対し批判し、政策決定過程に参加する権利は、「大規模の民主主義」が存在するための絶対的必須条件をなすとは言えないとしても、といってもやはり、それを保持できるかそれとも時とともにそれが消滅するかは決定的な要因である。

デュルケムと、彼にならってベンディックスは、如何に「第二次集団」と国家との相互作用が個人の自由を保持するのに役立つかを明らかにした。彼らによれば、「第二次集団」の機能とは、国家の超強大な権力に抵抗し、政治の世界では政党という形で現れる多元主義の基礎をつくることにある。他方で国家の方はといふと第二次集団による独占的な搾取という危険性に対して市民を守る。政党、労働組合、職業団体、活動団体などの組織の活動を規制するすべての法律はこの本質的な機能を果たし、オリガーキー的な少数派が成員の多数派の害になるような大きな濫用を犯すのを防ぐことにより、民主主義の維持に貢献する。リップセットは論文「法律と労働組合民主主義」で、「民主主義の基本原理を遵守させ、野党の存在する場合はその要求が聞き届けられるような社会環境を形成する」うえでこの立法が果たす役割について綿密な分析を行なった。この側面をミヘルスは見逃した。彼は多くの社会学者と同様、司法的技術を眞面目に考察していない。事実彼は、これらの組織は実際には法律ではなくそれ自身の規範によって規制されていると書いている。というのも

組織は社会の政治的行政的機構の制度的器官として認められていないからである。

第4章 現代におけるミヘルスの著作の再評価

ミヘルスの理論は政党に関する文献の山に入る入門書であったのみならず、また、その結論を実証したり、弁別したり、反証したりする後の重要な研究を触発してきた。⁽¹⁹⁰⁾ 厳密に専門的な研究に現代の研究者が示す関心や、新しい調査方法の発展や、古典的理論を現代の資料に当てはめてみようとする今日の傾向が——その新しい定式化を企てたり、純粹に記述的な研究に専念する代わりに——、その触発に好都合に作用したことは明らかである。さらに近年、官僚制化の過程、目的の置換、互選等々、組織それ自体の理論への特別の関心が強くなってきた一方で、政党、労働組合、利益団体、政府組織、活動団体のような特定の集団の研究への関心は減退していることも付言せねばならない。ある意味で、ルカーチが、理論的観点からは弱いが労働運動の遂げた発展を知らない社会学者にとっては有益だと判定した『政党の社会学』が、最近多くの純理論的研究の震源地であったということ、他方で、ミヘルスが有したイタリアとドイツの労働運動に関する膨大な知識の方は全く看過されてきたということ、これは逆説以外のなものでもない。

これらの研究と調査が繁茂する中で、重要な位置を占めているのがS. M. リップセットで、彼の著書『労働組合民主主義』(M. トロウと J. コールマンとの共著)は、『政党の社会学』を生みだしたと同じ状況で書かれた。リップセットの父親は印刷工であり、したがって、その環境を個人的にも知悉していた。I.T.U (国際印刷工組合) は、他の労働組合とは反対に、当初から二党制を通して成長してきたので、「オリガーキーの鉄則」を免れているように思われたため研究の対象に選ばれた。こうして研究は、ミヘルスの法則が結局は全くの「鉄則」ではないということを示すのを課題とした。即ち、もし一つの例外があるなら、他の例外もありえる

わけである。従って問題は、何故 I T Uが自治という民主主義体制を保持するのに成功したのかを説明すること、そして、より狭い社会の中での民主主義を研究することにより、社会一般の中でそれを保持するのに役立つ方法を明らかにすること、これであった。ここで、問題を解くうえで彼らが現代の研究方法——とりわけアンケート——を使用したその手腕を示唆することはできない。ただ、本書の内容を短く報告できるだけである。短い序文でオリガーキーの理論を要約した後で著者たちは、I T Uの歴史を述べ、その内部では二党制が発展していることを説明する。続けて印刷工たちの生活環境の社会構造が分析される。(彼らの社会的地位の上昇、彼らのマージナルな位置の許す相互影響の可能性——つまり、実は、肉体労働者が給与が高く、比較的高い教育水準を有する労働者——、業務分配の交代制、新聞の夜間作業、労働体系の諸次元、個々の労働組合における団結の重要性) これは「労働の共同体」の発見と連なる。この共同体の特性は政治的関心を惹起するのに好都合であり、参加を容易にし、指導部の形成を可能にする。一方で職業との一体感は落選者の職場復帰を容易にする。これが、指導者が選抜される過程と指導者の特性の研究、そして言うまでもなく、反対派の存在と、彼らが成員と議論する可能性をみとめる諸条件の研究を促している。労働組合の内部での利害の分化という現象は労働組合自体の内政問題、そしてそれに関してとられたスタンスと一緒に研究されている。本書を締めくくる結論は、得られたすべての成果を要約し、かつ、一つの特殊の事例が研究成果を一般化するというミヘルスの誤りを明らかにする方法的注釈を含んでいる。理論的観点からみて最も重要な結論は、ミヘルスの理論をより具体的に扱い、より厳密に貴族制に対して民主制の傾向が優位する条件を述べたものだが、それは、リップセットの『政治的人間』の一つの章に要約されているで、読者には是非とも参照を勧めたい。

既に引用した論文「法律と労働組合」でリップセットは、アメリカの司法制度が指導者による恣意的な決定に対して成員の権利を保障する手段

を研究し、民主的な諸傾向に好都合な環境をつくるうえで貢献した。にもかかわらず、彼は成員の無関心への傾向を強めるような要因が存在し、どうしても職務に留まりたい指導者の願望が存在し、組織の必要が官僚制化と中央集権化（これは、団体契約によって生じたある種の状況で実証されている）を求める体のものである場合には、法律は民主主義を生み出すことはできないと述べている。この研究でリップセットは、残念ながらミヘルスには無い議論、即ち、オリガーキー的傾向かそれとも民主主義の傾向かのどちらが優勢か、の問題を決するうえでの、組織の内外にかかる司法制度の重要性の議論に触れている。ひとつの研究が社会学的な目標を設定したからといって、結局は数十年後にやっと最重要と考えられるようになった問題の司法的側面のことを考慮にいれるのを妨げる理由にはならない。

「労働組合とアメリカの価値体系」⁽¹⁹⁴⁾でリップセットはさらに進んだ。実際彼はこの論文で、民主主義と密接に結びついた価値観——平等への傾向、自らの手段で成し遂げた成功に対する高い評価、役職に対する敬意の欠如——は、アメリカの労働組合が指導者のオリガーキー傾向に間接的に寄与するという仮説を提出している。実際これらの価値観は連帯感を弱め、より広範な社会的目的を有した運動よりはむしろ狭く技術的な労働組合主義に有利になる傾きがある。従ってそれらは資金の配分の重要性を際立たせており、ヨーロッパの労働組合に比べて著しく高い報酬を受け取る多くの指導者を生みだしている。他面で、役職に対する敬意の欠如は彼らの地位を不安定にし——これは彼らにとって重大問題である——こうして、権力にとどまるために、——贈賄とまでは言わないまでも——オリガーキー的手段を採用するよう促す。ミヘルスもまたしばしば、種々の国民の比較を行なったが、彼は各国民の「国民性」に比較による相違点を帰属させはしたもの、国民性の基礎にある価値観と社会構造との相互作用を深く追求しようとはしなかった。この視点からみるとミヘルスよりはリップセットの方がマックス・ウェーバーにより近接

している。

たとえミヘルスの理論に対するリップセットの反論の試みが——といってこの試みが彼が先達に払った称賛を減ずるものではないこと、それは『政党の社会学』の最新の英語版に彼が序文を書いたことからも分かる——理論的観点からみて最も重要な貢献ではあるとしても、にも拘わらずミヘルスが分析した過程と類似した過程を記述した多くの労働組合研究のことを忘れていいわけではない。例えば、ゴールドシュタインの著作『イギリスにおける労働組合の政治——運輸一般労働組合におけるアパシーと民主的手続き』⁽¹⁹⁵⁾は、表題のうえでもミヘルスに再び結びついている。「民主制研究センター」は自動車、鉄鋼、ガソリン、化学工場、鉄道、事務職員、公務員の労働組合の制度に関する一連の研究を実施した。⁽¹⁹⁶⁾ミヘルスとリップセットはイギリスの協同組合の研究者をも触発して、そこには労働組合にすら劣る程度の参加を発見させた。⁽¹⁹⁷⁾この研究の結論は『政党の社会学』の最も重要な主張の要約と見做しえよう。

「ミヘルスの枠組みにすっぽりと入り込む一連の契機が存在する。この一世紀の間止まることを知らない成員参加の減少、組織の規模と参加の水準の反比例、協同組合の仕事での指導者と職員の影響力の強化化、立候補者が一人しかいない選挙の増加と既に職についている立候補者が希にしか落選しないこと、執行委員会の開催数の減少と業務を依然として営業上の問題だけに限定する傾向、選挙による役職の在任期間の長期化傾向、である。理論ではなく実践をよく見てみると、協同組合民主主義は実態はオリガーキーであることが明確であるように思える。」

ミヘルスの影響は宗教組織の研究にも拡大される。ポール・H・ハリソンの示すところによると、各個別の教会の独立性を認め、中央組織には諮問的役割のみを与えていたアメリカ・バプティスト教会連合もオリガーキー傾向を免れることは無かった。組織の巨大化と業務の複雑化、自分たちのことと直接関係しない問題について個々の信者の意見を確かめるのに必要な手段が無いこと、教会業務の専門化、組織の究極目的に

拘わるつもりの人——カトリックであれプロテスタントであれ——の組織問題に対する無関心、これらすべてが組織指導部とその独立性を強めるのに役立つ。⁽¹⁹⁸⁾

政党関連の文献もすでに古典となったミヘルスのテキストの影響力を強く感じさせる。モーリス・デュヴェルジェとジグモンド・ノイマンの基本的著作もそれを受入れ、先駆的著作という面を強調しながら、その思想をも共有している。ロバート・T・マッケンジー『英国の政党』、レナート・マインツ『大都市における政党集団』(西ベルリンにおける GDU の地方組織)⁽¹⁹⁹⁾、サムエル・J・エルダースヴェルト『政党：行動論的分析』⁽²⁰⁰⁾ (デトロイトの民主党と共和党の組織について) の専門的研究はミヘルスの提起した問題に当てられており、彼の努力に直接触発されている。綿密な調査の成果に基づいてエルダースヴェルトはミヘルスのオリガーキー命題に異議を申立て、こう断言している。問題は

「支配集団の増殖、それに権力の特権とその行使との拡散である。中央集権化された「命令の中核」とか、組織全体への権力の浸透というものは存在しない。むしろ、「命令の諸階層」というものが存在し、それは変化するとはいえ相当程度の独立性をもって活動する。そのような命令と統制を特定の「階層」や「階級」に割り当てるることは实际上必要である。成員の雑種性と下位での連合制は、中央集権化された統制を困難にするのみか愚かしくもする。……さらに、政党は意見と伝統と社会構造の著しく多様な地方的環境に取り組まねばならないし、ために、地方でのリーダーシップ、戦略、権力を認め受け入れざるを得なくなる。加えて、あらゆる政党は喉から手がでるほど票が欲しいのだが、票の方は党組織の頂点からはさほど動員されないために、その票を左右する地方の組織メンバーに対して、公然とではないにしてもある程度の敬意が払われる結果となる。権力関係のこの一種の「バルカン化」は地方の階統制における中間と低位層で様々に異なった程度で生ずる。……

政党はこうして相互的な敬意の構造として視覚化され得る。社会組織

の官僚制モデルと権威主義モデルとは反対に、党は上位下達の権威と影響力の厳密に秩序化された組織ではない。もっとも、制度化された組織としてはそうみえるかも知れないが。組織とはトップが命令を発し皆が疑問も無くそれに従うことで活動するものではない。そうではなく、自足性、地方の発想、地方の慣性に対する寛容というものが存在する。この政党の特質を生む要因はいくつかある。活動家が少ないと、党の仕事が自主的に分担されること、活動家に支払われる報酬が制限されていること、そして彼らの忠誠心が不規則であること。しかしながら中心的には……実効ある制裁が行われないこと、票への強い衝動、成功を心に懸ける党の指導者による本能的に妥協的な戦術、そして低い階層の支持⁽²⁰³⁾が必要なこと、以上である。」

長々とエルダースヴェルトを引用したがそれは、「階層主義」Stratarchy——彼の造語——について彼が我々に与えた説明が、『政党の社会学』で中央集権的化、官僚制化、オリガーキーの原因として検査された要因のいくつかがミヘルスの考察した社会とは異なる社会では、別の帰結を生み出しうるということを示しているからである。

これは高い生活水準、イデオロギー問題の不在、そして多元主義を特徴とする北米——そこでは、古い「党マシーン」は殆ど姿を消していく——の文化に特有の現象なのだろうか、それとも、エルダースヴェルトが示唆したように、全員の票を獲得しようとする——ウェーバーがヨーロッパでも起こるだろうと予測した——あらゆる政党の一般的な特徴なのだろうか。既に我々が指摘したように、革命的精神と元々のイデオロギーへの忠誠を弱めるいくつかの社会的ないし構造的要因が、必然的に否定的な仕方で党内民主主義に作用するとはミヘルスも考えてはいなかったことは確かである。しかも、過渡期にあって、いまだ元々のイデオロギーを固持する下位の指導者を有する社会主義政党においては、エルダースヴェルトが明らかにした（またレナーテ・マインツの著作にも現れた）傾向は、党の内部活動に影響を与え得ないと、指摘することもで

きる。

種々の党エリートの社会的出自と経歴、彼らの抱負と野望、そして、それらが彼らの意見と行動にどう影響するか、に関してエルダースヴェルトが収集した興味深い資料を詳しく語ることはできない。また、様々な問題についての指導者と追随者のイデオロギーを対照させてくれる資料についても語る余裕はない。これらの資料は、R. マインツの専門的研究が提供してくれたものと共に、様々なレベルでの党組織の緻密な研究であり、新しい調査方法も駆使しているのだが、これらのおかげで我々の知識は、ミヘルスがたどり着いた限界をはるかに超えて進むことができる。

政党について今までに行われてきた研究は、政党に比べると労働組合や圧力団体や協同組合の方がオリガーキーの度合いが低いことを確認することによって、ミヘルスの言い分を認めているように思える。考えられる理由は、政党は純粹に自発的な結社であること、反対派に対する制裁が弱いこと、イデオロギー的な目的と構想が広大であること、である。これが、単一の目的と具体的な技術的利害関心を有する組織で見出せるよりも、成員の側の大きな利益と大きな派閥主義を可能とする。⁽²⁰⁴⁾ 協同組合主義者は、「人為的」に作られた「分裂的」な党の「非有機的な民主主義」を拒絶する。彼らはメンバーが党员ながらその部分でしかないような、そして又、日常的な利益と選好により近い社会組織を基礎とする「有機的な民主主義」を選好した。彼らは、いずれにしても民主主義は、この「自然な」社会的単位の中でこそ本物になるだろうと信じていた。しかし我々は、国家の統制から独立しているような「有機的な民主主義」は、それがどんな形であれ、存在しなかったことを知っている。しかも「協同組合主義的な単位」がどのようにして、専門的資格を有しない事柄で決定することができるのか依然明らかではない。実に、様々な種類の組織への参加について我々の手元にある資料の示唆するところに依れば、原理的問題と広範な利害関心のある問題が存在しないばあいには、

アパシーとオリガーキーの問題が、政党のような「人為的」な組織でよりも、そのような種類の組織での方がより深刻になりうるのだ。

注

- (146) *La sociologia del partito politico*, p. 55. (邦訳, 29頁)
- (147) *Ibidem*, p. 56. (同上, 30頁)
- (148) G. Sartori, *Democrazia, burocrazia e oligarchia nei partiti*, cit., p. 110. (リーダーシップという術後は、本イタリア語訳書でも使われている。もっとも、リーダーシップは既にイタリア語としても使われているのが。)
- (149) *La sociologia del partito politico*, p. 512. (邦訳, 434頁)
- (150) J. Shumpeter, *op. cit.*, pp. 257ss. (邦訳, 504頁)
- (151) *La sociologia del partito politico*, p. 189. (邦訳, 148頁); vedi anche R. Michels, *Some Reflections...*, cit., p. 760.
- (152) R. Michels, *Some Reflections...*, cit., p. 765.
- (153) R. Michels, *Grundsätzliches...*, cit., p. 291.
- (154) *Ibidem*, p. 295.
- (155) *Ibidem*, p. 293.
- (156) Cassinelli, *op. cit.*
- (157) R. Dahl, *op. cit.*
- (158) *La sociologia del partito politico*, parte I, A), cap. II, B), cap. II-VI e C). (邦訳, 第一部A第2章, B第2—6章, C) この議論をあつかった社会科学者の著作への言及は次に見出せる。G. Sartori, *Democrazia, burocrazia e oligarchia nei partiti*, cit., pp. 123-128; 次も見よ。S. M. Lipset, *L'uomo e politica*, cit., cap. VI. (リピセット『政治の中の人間』第6章)
- (159) Renate Maynz, *Parteigruppen in der Großstadt. Untersuchungen in einem Berliner Kreisverband der CDU*, Köln und Opladen, Westdeutscher Verlag, 1959.
- (160) Warren E. Miller, *Majority Rule and the Representative System of Government, in Cleavages, Ideologies and Party Systems, Contributions to Comparative Political Sociology*, a cura di E. Allardt e Y. Littunen, Transactions of the Westermark Society, vol. X, Helsinki, Academic Bookstore, 1964, pp. 343-376.
- (161) Carl Friedrich, *Constitutional Government and Democracy*, Boston, Ginn & Co., 1946, p. 589; 次も見よ G. Sartori, *Democrazia, buro-*

crazia e oligarchia nei partiti, cit., pp. 131-132.

- (162) 「予見されない結果」という概念とそれに関係する多くの観念は社会科学でしばしば現れる。次を見よ。K. Merton, *The Unanticipated Consequences of Purposive Social Action*, in 『American Sociological Review』, I (1936), pp. 894-904. この概念との関連で中心にあるのは、社会学での機能分析ないし、潜在的機能と顕在的機能との区別というマートンの枠組みである。Cfr. R. K. Merton., *Social Theory...*, ed. it. cit., pp. 19'84 e spec. pp. 51 e 61.
- (163) 次を見よ。Vilfredo Pareto, *Trattato di sociologia generale*, cit., ここでは効用の非常に重要な理論が nn. 2110-2150 で論ぜられている。我々の議論にとってとりわけ重要なのは nn. 2126-2139 である。
- (164) A. Hirshman, *op. cit.* とりわけ、決定の社会学に対するもっとも興味ある貢献である第二部『Problem-Solving and Reform-Mongering』を見よ。
- (165) *La sociologia del partito politico*, p. 496. (邦訳, 419頁)
- (166) ここでは、モーリス・デュヴェルジェが導入した言葉を使っている。M. Duverger, *Les partis politiques*, pp. 283-290. (『政党社会学』307-324頁)
- (167) *Ibidem*, p. 485. (邦訳, 409頁)
- (168) *Ibidem*, p. 485. (同上)
- (169) *Ibidem*, p. 486. (同上)
- (170) *Ibidem*, pp. 498-499. (同上, 419頁)
- (171) 「政党とはその党首に権力を得させ、その結果として、その党員に(觀念的もしくは物質的な)利益をもたらすという目的で自由に(また形式的に)形成された結社である」という『経済と社会』での政党の定義を参照。
- (172) *Ibidem*, pp. 216-217.
- (173) Ernst Troeltsch, *The Social Teaching of the Christian Churches*, Glencoe, Free Press, 1949, p. 331.
- (174) *La sociologia del partito politico*, p. 487. (邦訳, 411頁)
- (175) Kampffmeyer, *op. cit.*, p. 180.
- (176) R. Michels, *Some reflections...*, cit., pp. 770-772 (強調は引用者)
- (177) G. Sartori, *Democrazia, burocrazia e oligarchia nei partiti*, cit., pp. 134-136.
- (178) *La sociologia del partito politico*, p. 57 (強調は引用者) (邦訳, 31頁)
- (179) M. Lipset, *Introduzione all'edizione inglese di Political Parties*, cit., p. 36.

ホワン・リンス『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)

- (180) S. M. Lipset, *L'uomo e politica*, cit., cap. XII. (邦訳, 第12章)
- (181) *La sociologia del partito politico*, pp. 306-307. (邦訳, 25頁)
- (182) 政治体制のこの種類の区別については次を見よ。Juan J. Linz, *An Authoritarian Regime: Spain*, in *Cleavages, Ideologies and Party Systems*, a cura di E. Allardt e Y. Littunen, pp. 291-341.
- (183) William Kornhauser, *The Politics of Mass Society*, Glencoe, Ill., Free Press, passim e partic. pp. 76-90. (W. コーンハウザー『大衆社会の政治』辻村明訳, 東京創元新社, 1961)
- (184) Harry Eckstein, *A Theory of Stable Democracy*, Center of International Studies, Princeton University, pp. 6, 10-12 e passim.
- (185) Gabriel A. Almond e Sidney Verba, *The Civic Culture: Political Attitudes and Democracy in Five Nations*, Princeton, N. J., Princeton University Press, 1963, passim. Vedi partic. parte III, 《Social Relations and Political-Culture》ed in special modo cap. I, 《Organisational Membership and Civic Competence》.
- (186) Amando de Miguel, *Spanish Youth and Politics*, studio non pubblicato.
- (187) Emile Durkheim, *Leçons de sociologie. Physique de moeurs du Droit*, Paris, Presses Universitaires de France, 1950, pp. 62-63.
- (188) Reinhard Bendix, *Nation-Building and Citizenship*, New York, John Wiley & Sons, 1964, pp. 51, 137-138. (ベンディクス『西欧社会の転換と公権力』河合秀和訳, 岩波現代選書, 1981); 同じ著者による次も見よ。 *Social Stratification and the Political Community*, in 《European Journal of Sociology》, I (1960), pp. 3-32.
- (189) S. M. Lipset, *The Law and Trade Union Democracy*, in 《Virginia Law Review》, XLVII (1961), n. 1, pp. 1-50.
- (190) これらの研究の大多数はアングロ・サクソン圏で行われるか, あるいはともかく, そこで学をなした研究者によって行われてきた。(恐らくこれは, これらの諸国にとって国家レベルの民主主義の存在は当然と考えられている一方で, 党や労働組合の内部での民主主義の問題が一層興味をひいてきたからである。逆にヨーロッパ大陸の諸国では, 政党レベルの民主主義よりはむしろ, 国家レベルでの民主主義の方が研究者の注意をひいてきた。
- (191) S. M. Lipset, M. Trow e J. Coleman, *Union Democracy; The Inside Politics of the International Typographical Union*, Glencoe, Ill., The Free Press, 1956.
- (192) これは研究と個人的関心(研究の主題へと導いていた価値観)の相互

作用の歴史、そして、知的影響と方法論に関する詳細な報告である。この論文はまた、経験的研究がどれだけ理論的研究に加えられるかを示している。

- (193) S. M. Lipset, *L'uomo e politica*, cit., cap. XII. (邦訳、第12章)
- (194) 今では次におさめられている。S. M. Lipset, *The First Nation*, New York, Basic Books, 1963, cap. V.
- (195) J. Goldstein, *The Government of British Trade Union: A Study of Apathy and Democratic Process in the Transport and General Workers Union*, London, Allen & Unwin, 1952.
- (196) 叢書は Walter Galenson 編集で John Wiley & Sons より出版されている。著者と標題を全部あげるわけにはいかないので、興味ある読者が叢書の他の著作をも探しあてられる必須の一冊のみを上げておこう。Lloyd Ulman, *The Government of the Steel Workers Union*, New York, Wiley, 19.
- (197) G. N. Ostergaard e A. H. Halsey, *Power in Cooperatives: A Study of Internal Politics of British Retail Societies*, Oxford, Basil Blackwell, 1965.
- (198) Paul H. Harrison, *Authority and Power in the Free Church Tradition: A Social Case Study of the American Baptist Convention*, Princeton, N. J., Princeton University Press, 1959, pp. 88-89, 114-119, 128-129, 132-137 e 144-145. 本書は明らかに、長々と引用されているミヘルスの仮説を再度とりあげるつもりである。
- (199) このテーマに関する重要な著作はすべてミヘルスの貢献の重要性を強調している。M. Duverger, *op. cit.*, partc. pp. 134, 169, e 151-182. (デュヴェルジェ『政党社会学』) Sigmund Neuman, *Modern Political Parties*, Chicago, University of Chicago Press, 1956, pp. 405-406. (ジグマンド・ノイマン『政党』渡辺一訳、みすず書房、1958、536-538頁) 次著の政党に関する章も絶えず彼の書に言及している。Harry Eckstein e David E. Apter, *Comparative Politics: A Reader*, New York, Free Press of Glencoe, 1963, pp. 327-386.
- (200) Robert T. McKenzie, *British Political Parties*, London, Heinemann, 1955, p. 15. (R. T. マッケンジー『英国の政党』早川崇・三沢潤生訳、有斐閣、1970)
- (201) R. Meinz, *op. cit.*
- (202) Samuel J. Eldersveld, *Political Parties: A Behavioral Analysis*, Chicago, Rand McNally & Co., 1964.
- (203) *Ibidem*, pp. 9-10.

ホワン・リンス『ミヘルスとその政治社会学への貢献』(3)

(204) 具体的には次で強調されている。S. M. Lipset, *L'uomo e la politica*,
cit. XII. (邦訳, 第12章)